

	御意見の概要	御意見に対する経済産業省・環境省の考え方
1	<p>エチルメチルイミダゾリウム塩(陽イオン構造部分)は、共鳴構造を有する化合物です。以下に共鳴構造をとった際の名称(陽イオン構造部分)を記載致します。</p> <p>3-エチル-1-メチル-1H-イミダゾール-3-イウム 3-エチル-1-メチル-1H-イミダゾール-1-イウム</p> <p>しかし、今回の通し番号3377の化学物質の名称変更では、共鳴構造の片方だけの名称となります(※1)。</p> <p>(※1) 通し番号3377(改正案):3-エチル-1-メチル-1H-イミダゾール-3-イウム=クロリド-三塩化アルミニウム(1/2)</p> <p>そのため、共鳴構造を有する化学物質の名称には、陽イオンの位置を特定しない形とする方が好ましいと考えます(※2)。</p> <p>または、共鳴構造を考慮した形とした方が好ましいと考えます。</p> <p>(※2) 3-エチル-1-メチルイミダゾリウム=クロリド-三塩化アルミニウム(1/2)</p>	<p>化学物質審査規制法においては、新規化学物質の届出における構造式を基に名称付与しています。</p> <p>なお、本物質と共鳴構造の関係にある「1-エチル-3-メチル-1H-イミダゾール-3-イウム=クロリド-三塩化アルミニウム(1/2)」は、当該公示名称に含まれる化学物質になります。</p>
2	<p>通し番号3377の有機物の部分は、労働安全衛生法の新規化学物質(官報公示整理番号8-(2)-1343)で、「1-エチル-3-メチルイミダゾリウム=クロリド」として公表されております。</p> <p>化審法・安衛法の名称の統一を謳うならば、ここで実を見せて頂きたいと思えます。</p>	<p>化学物質審査規制法においては、指示水素及びイオン中心の位置番号を省略せずに命名することとしており、現在では労働安全衛生法でも化審法と同様の命名法を採用しております。</p>